

## 著作権等の侵害行為及び「侵害とみなす行為」について

平成30年8月10日

文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

著作権法は著作者並びに実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の財産権として著作権又は著作隣接権を定めており、これらの権利者の許諾無く著作物を利用する行為は、権利制限の適用がない限り著作権等を侵害する行為となる。また、著作者及び実演家については、その人格権として著作者人格権及び実演者人格権を定めており、その意に反する著作物や実演の改変等はこれらの人格権を侵害する行為となる。

これらに加え、著作権法第113条は、著作権法が定める著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害行為には基本的に該当しないものの、著作者・実演家の人格的利益又は著作権者・出版権者若しくは著作隣接権者の経済的利益を害することとなる一定の行為をこれらの権利の侵害行為とみなし、これらの権利者の保護を図っている。

#### 【侵害とみなされる行為の概略】

- 外国で作成された海賊版（権利者の了解を得ないで作成されたコピー）を国内において頒布する目的をもって輸入する行為（第113条第1項第1号）
- 海賊版を、海賊版と知りながら頒布し、頒布の目的をもって所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもって所持する行為（第113条第1項第2号）
- 海賊版のコンピュータ・プログラムを、使用権限を取得した時において海賊版と知りながら、業務上電子計算機において使用する行為（第113条第2項）
- 著作物等に付された「権利管理情報」（「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報）を不正に付加、削除、変更する行為（第113条第3項第1号及び第2号）
- 権利管理情報が不正に付加等されている著作物等を、そのことを知りながら販売したり送信したりする行為（第113条第3項第3号）
- 国内販売用CDと同一の内容の海外販売用CDを、海外販売用CDであることを知りながら、国内において頒布する目的をもって輸入し、又は国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもって所持する行為（第113条第5項）
- 著作者の名誉・声望を害する方法でその著作物を利用する行為（第113条第6項）

（以上は概略であり、正確には参照条文を参照願いたい。）

## 2. 侵害行為に対する救済

著作権等を侵害する行為を行った者は、民事責任を負うこととなる（権利者は差止請求（著作権法第112条第1項）及び損害賠償請求（民法第709条）を行うことができる。）。

また、著作権等を侵害する行為は刑事罰の対象とされている（著作権法第119条第1項及び第2項第1号）。

侵害とみなされる行為（みなし侵害行為）についても、当該行為を行った者は通常の著作権等侵害に当たる行為を行った者と同様に民事責任を負うこととなる（権利者は差止請求（著作権法第112条第1項）及び損害賠償請求（民法第709条）を行うことができる。）。

また、みなし侵害行為も刑事罰の対象とされている（著作権法第119条第2項第3号及び第4号並びに第120条の2第3号及び第4号。なお、一部の行為については営利目的が無ければ刑事罰の対象とならない。）

## 【参照条文】

○民法（明治29年法律第89号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○著作権法（昭和45年法律第48号）

（差止請求権）

第一百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 （略）

（侵害とみなす行為）

第一百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもって、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもって所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもって所持する行為

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもって輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九

第十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

- 5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。
- 6 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

#### 第百十九条（略）

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一・二 （略）
  - 三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
  - 四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
- 3 （略）

#### 第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一・二 （略）
- 三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
- 四 営利を目的として、第百十三条第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者